

様式-3

19 下施管路第 165 号
平成 20 年 3 月 26 日

日本インシチュフォーム協会 殿

東京都公営企業管理者
下水道局長 前田 正博



Y-Nシャトル工法 (反転) 形成又は製管) の正式認定について

平成 19 年 10 月 3 日付で申請のありました「Y-Nシャトル工法」については、下記の条件を付して正式認定とします。

記

1. 工法名 Y-Nシャトル工法
取付管：150mm～200mm
2. 適用実施日 平成20年 4月 1日
3. 認定の取消について
認定した工法協会等が以下の各号のいずれかに該当すると判断される場合は、認定を取消すものとする。
 - ア 当局が発注する工事に関連し、不適正な行為を行なった場合。
 - イ 認定した工法に重大な欠陥が生じた場合。
4. 変更手続き
認定した工法に関し以下の各号のいずれかに該当した場合は、直ちに変更手続きを行なうこと。
 - ア 組織を変更した場合。
 - イ 工法名称を変更した場合。
 - ウ 申請した工法内容（規格・材料成分・強度・施工方法等）に変更を生じた場合。
 - エ 工法の使用を廃止した場合。
4. 認定の有効期限
 - ア 原則として、公的機関の証明する有効期限とする。
 - イ 上記有効期限が満了する場合は、速やかに、再申請を行なうこと。